アプリからの口座開設に係る特約

１．概要

（１）この特約は株式会社しんきん情報システムセンターが提供する「信用金庫口座開設アプリ」（以下、「口座開設アプリ」といいます。）から開設した、普通預金口座に適用する事項を定めたものです。

（２）インターネット支店ご利用のお客さまには、本特約および「信用金庫口座開設アプリ利用規定」に定めがない事項に関しては、「にしおしんきんインターネット支店取引規定」、「インターネット支店普通預金規定」が適用されるものとします。

（３）常滑支店ご利用のお客さまには、本特約および「信用金庫口座開設アプリ利用規定」に定めのない事項に関しては、「普通預金規定」、「にししんキャッシュサービス規定」、「個人インターネットバンキング利用規定（常滑支店・インターネット支店用）」他、当金庫所定の規定が適用されるものとします。口座の残高、入出金明細は、西尾信用金庫アプリの「通帳アプリ」によりご確認ください。

２．預金契約の成立

口座開設アプリから申込みにより開設された口座は、当金庫が所定の開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。

ただし、簡易書留転送不要扱いにて送付されたキャッシュカード等が当金庫に返送されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

３．口座名義の字体

本口座のご名義は、原則として読み取りされた「マイナンバーカード」のお名前の字体となります。

ただし、旧字体・異字体などで当金庫所定の文字コードによる入力ができない場合には、当金庫所定の文字コードで表示可能な字体での登録となります。

４．この特約の変更等

当金庫の都合により、この特約の各条項の内容を変更することがあります。その場合は、当金庫のホームページに掲載することにより告知するものとします。

以　上

（令和 7 年 11 月 4 日現在）